

HELLO WORK information 4

月刊

ハローワーク宇佐

宇佐公共職業安定所広報
2025 年 4 月号

contents

- ① 2025（令和 7）年度雇用保険料率のお知らせ P 1
- ② 4月から「育児時短就業給付金」を創設します P 2
- ③ 窓口混雑緩和にご協力ください P 3
- ④ セミナー、各種相談会、説明会のお知らせ P 3
- ⑤ 労働市場の状況（管内の求人・求職） P 4

●ハローワーク宇佐

〒879-0453 宇佐市大字上田 1055-1
宇佐合同庁舎 1 階

☎0978-32-8609

開庁時間：8：30～17：15（月～金）
（祝日、年末年始は休み）

●豊後高田市ふるさとハローワーク

〒879-0628 豊後高田市新町 1007-4
豊後高田市勤労青少年ホーム内

☎0978-22-2342

開庁時間：9：30～17：00（月～金）
（祝日、年末年始は休み）

※職業の相談・紹介のみ取り扱っています。

1

《事業主の皆さまへ》

2025（令和 7）年度の雇用保険料率のお知らせ

◆ 2025(令和7)年4月1日から2026(令和8)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります。
（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。）。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です。
（建設の事業は4.5/1,000です。）。

前年度から
変更されます

2025（令和 7）年度の雇用保険料率

（赤字は変更部分）

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

2

《被保険者、事業主の皆さまへ》

2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」という。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方（受給資格・支給要件）

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること。
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること。

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月



詳しくは、
ハローワークへ
お問合せください

2 支給額・支給率

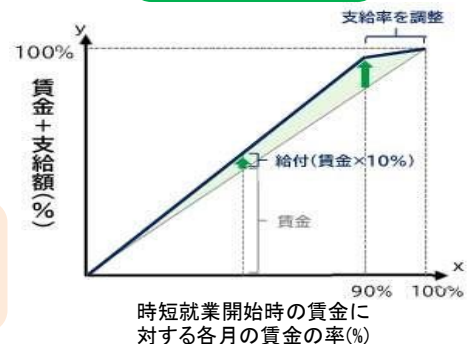
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準と比べて低下していないとき。
- ② 支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上であるとき。
- ③ 支給額が最低限度額以下であるとき。

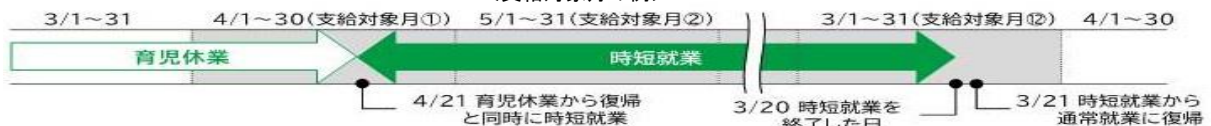
支給額のイメージ



3 支給を受けることができる期間（支給対象期間）

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月（以下「支給対象月」という。）について支給します。

＜支給対象月の例＞



ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

4 申請手続きに関する注意事項

- 育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認及び支給申請を行う必要があります。育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認と初回の支給申請を同時に行うことも可能です。
- 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。
- 支給申請は、原則として2か月ごとに（2つの支給対象月について）行うようにしてください。
- 被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことや1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。

5 経過措置（2025年4月以前から時短就業されている方）

- 2025年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、上記1②の要件や2①の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、2025年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。

《事業主の皆さまへ》

3

窓口混雑緩和にご協力ください

例年4月は退職された方や、事業所の皆様
が多数お越しになり、**大変混雑することが想定されます。**

ハローワークの事業所窓口（雇用保険の手続きや求人のお申込みなど）の受付は**16時までとなっている**ことから、より効率的に事務処理を進めていただくために、雇用保険手続きについては電子申請を、求人の提出・変更等については求人者マイページをご利用ください。

電子申請・求人者マイページともに**24時間いつでも受付が可能**となっております。

なお、特定の法人におきましては労働保険と社会保険の手続きについて電子申請が義務化されておりますので、今一度ご確認ください。

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

来所による届出・申請は、**16時までの提出**にご協力ください。

★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**来所による届出・申請**は記載内容の確認に時間がかかることもありますので、可能な限り**16時までに提出**していただきますよう、ご協力をお願いします。

※16時以降は、電子申請分や預かり・郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口業務の体制を縮小することがあります。

資格取得届の電子申請利用率の推移

年度	利用率 (%)
平成26	12.2
平成27	16.3
平成28	23.8
平成29 12月時点	30.6

「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

- ◇ 電子申請なら、**24時間、365日いつでも申請可能**！
そのうえ、窓口での提出のような待ち時間はありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）
- ◇ 個人情報の持ち運びが不要！ 個人情報保護の観点から安全性が高まります。
- ◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、**時間とコストをかけずに申請できます**！

電子申請は **e-Gov** (イーガブ) です！

＜e-Govについて＞ e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各府庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、**電子政府利用支援センター**に問合せください。
電話番号：050-3786-2225 / F A X：050-3786-2226
e-Gov 問合せフォーム：https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html

＜参考マニュアル＞ ・オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
・雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
・e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。

「電子申請」「求人者マイページ」についてのお問い合わせは

宇佐公共職業安定所

☎ 0978-32-8609

《求職者の皆さまへ》

4

セミナー、各種相談会、説明会のお知らせ

就職支援セミナー＆個別相談 事前申込み

4/24(木)

13:30～15:30 セミナー 15:30～16:30 個別相談

求職活動の進め方、応募書類作成・模擬面接の実施など、専門講師によるセミナー（定員8名）

【申込み】ハローワーク宇佐まで

看護職の就職相談会

当日受付

4/9(水)

10:00～12:00

ブランクが長いなど看護職への就職についての不安、悩み、施設見学などの相談・情報提供

【問】大分県看護協会 大分県ナースセンター
☎097-574-7136

福祉のしごと相談会

当日受付

4/8・22(火)

10:00～12:00

福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供

【問】大分県福祉人材センター ☎097-552-7000

おおいたサポステ出張相談 事前予約

4/16(水)

11:00～16:00

働くことに悩みを抱えている方へのコンサルティング、就職に向けてサポート（15～49歳対象）【予約】おおいた地域若者サポートステーション ☎097-533-2622

心理カウンセリング

事前予約

4/7・14・21・28(月)

4/10(木)

就職に対する心理的不安に専門の臨床心理士による相談・アドバイスなど 【予約】ハローワーク宇佐まで

事業所ミニ説明会

当日参加

4/8・15・22(火)

4/3・10・17(木)

予約不要、応募書類（履歴書等）不要、入退室自由。事業所から直接話を聞くことができるよい機会です。参加事業所はハローワークで確認できます。

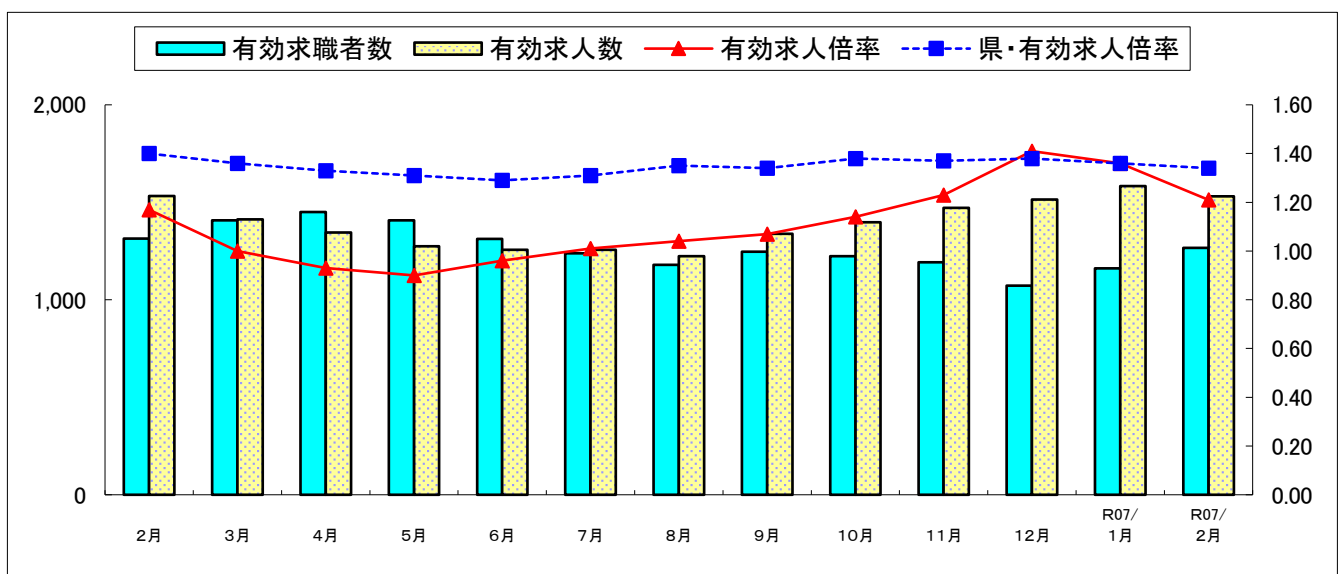
5 労働市場の状況（管内の求人・求職）

【令和7年2月】

項目		年月・増減率	今 月	前 月	前年同月	対前年同月 増減率(%)
職業紹介関係	新規求職申込件数		364	355	364	0.0
	月間有効求職者数		1,266	1,162	1,314	▲ 3.7
	新規求人数		502	636	477	5.2
	月間有効求人数		1,531	1,583	1,532	▲ 0.1
	就職件数		134	114	145	▲ 7.6
	有効求人倍率(管内)		1.21	1.36	1.17	0.04
	有効求人倍率(大分県)		1.34	1.36	1.38	▲0.04
	有効求人倍率(全国)		1.24	1.26	1.26	▲0.02
	高齢 (注)	月間有効求職者数	298	278	321	▲ 7.2
		月間有効求人数	229	239	224	2.2
		常用有効求人倍率	0.77	0.86	0.70	+0.07
	パート	月間有効求職者数	584	521	620	▲ 5.8
		月間有効求人数	590	632	647	▲ 8.8
		有効求人倍率	1.01	1.21	1.04	▲0.03
雇用保険関係	資格決定件数		91	81	110	▲ 17.3
	受給者実人員		265	275	306	▲ 13.4
	資格取得者数		241	251	279	▲ 13.6
	資格喪失者数		242	304	259	▲ 6.6
	うち事業主都合離職者		10	29	10	0.0

注) 高齢者とは55歳以上65歳未満の者の数となります。

- 2月の有効求人倍率は1.21倍となり、前年同月より0.04P増加しました。
- 新規求職者数は対前年同月と同数(±0%)、新規求人数は5.2%増加しました。
- 月間有効求職者数は対前年同月比3.7%減少、月間有効求人数は0.1%減少しました。
- 新規求人数を産業別に対前年比でみると、建設業(+29.3%)、製造業(▲24.2%)、情報通信業・運輸業・郵便業(+100.0%)、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業(+69.0%)、医療・福祉(+9.3%)、サービス業(+14.3%)でした。



	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R07/ 1月	R07/ 2月
有効求職者数	1,314	1,408	1,450	1,408	1,312	1,239	1,180	1,246	1,224	1,192	1,072	1,162	1,266
有効求人数	1,532	1,412	1,345	1,274	1,257	1,256	1,224	1,339	1,397	1,471	1,515	1,583	1,531
有効求人倍率	1.17	1.00	0.93	0.90	0.96	1.01	1.04	1.07	1.14	1.23	1.41	1.36	1.21
県・有効求人倍率	1.40	1.36	1.33	1.31	1.29	1.31	1.35	1.34	1.38	1.37	1.38	1.36	1.34

※パートを含む全数。 ※県の有効求人倍率は、季節調整値(令和5年12月以前の値は、新季節調整値に改定されています。)